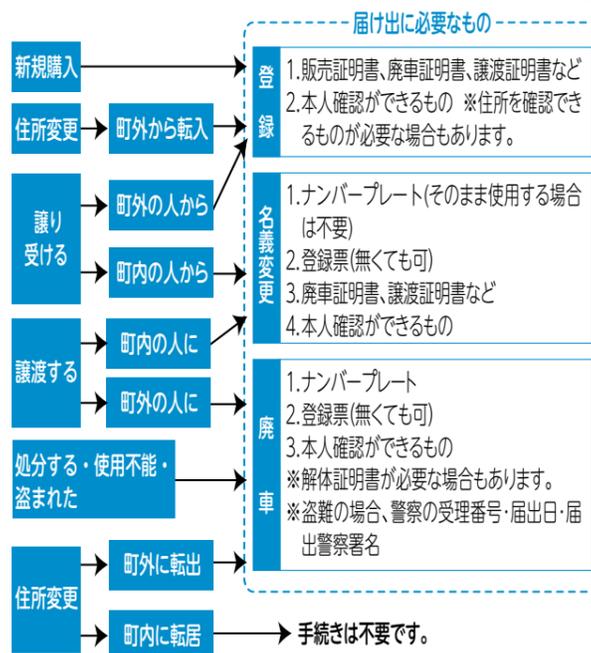


軽自動車税は毎年、4月1日現在で軽自動車などを所有する人にかかります 忘れていませんか 原付などの廃車手続き

▶問合せ・届出先 原動機付自転車・小型特殊自動車は、税務グループ ☎079 (435) 0358
軽三輪・軽四輪は、軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所 ☎050(3816)1848
軽二輪・二輪の小型自動車は、姫路自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2067

軽自動車税（種別割）は毎年、4月1日現在で軽自動車などを所有する人にかかります。このため、他の人に譲り渡したり盗難に遭ったりした場合でも、4月1日までに届け出がなければ、令和2年度の軽自動車税（種別割）がかかることになります。また、所有者が亡くなった場合でも名義は変わっていませんので、届け出をしてください。※令和2年度軽自動車税（種別割）の納期限は6月1日（月）です。

原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター・コンバインなど)の手続き



神戸運輸監理部

自動車の検査(車検)・登録はお早めに

毎年、年度末は自動車の検査・登録申請窓口が非常に混雑して長時間お待たせすることになりますので、自動車の検査・登録手続きは比較的混雑していない3月中旬までに、お済ませください。なお、継続検査は、自動車検査証の有効期間の満了する日の1カ月前から受けられますので、余裕をもってお受けください。

▶問合せ
○神戸運輸監理部兵庫陸運部 ☎050 (5540) 2066
登録関係 037をプッシュ 検査関係 02181をプッシュ
○姫路自動車検査登録事務所 ☎050 (5540) 2067
登録関係 037をプッシュ 検査関係 02181をプッシュ
○ユーザー車検予約サイト
パソコン、スマートフォンの場合
<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/>
携帯電話の場合
<https://mobile.yoyaku.naltec.go.jp/>

▶ホームページURL
神戸運輸監理部 <http://www.tb.mlit.go.jp/kobe/>
近畿運輸局 <http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

年金

任意加入制度 国民年金の任意加入制度 ご存知ですか？

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079 (427) 4740
保険年金グループ ☎079 (435) 2581

任意加入制度
老齢基礎年金の受給資格(10年以上の納付または免除)を満たしていない場合や、満額受給できない場合に、年金額を増やすために、60歳以降に任意加入することができます。ただし、申し出のあった月から任意加入することができます。

▼任意加入できる人
1. 次の①～④のすべての条件を満たす人
① 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
③ 20歳以上60歳未満の保険料の納付月数が480月(40年)未満の人
④ 厚生年金保険、共済組合などに加入していない人
2. 年金の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の人

▼必要書類
① 年金手帳または納付書など
基礎年金番号のわかるもの
② 印鑑(朱肉を使うもの)
③ 口座番号のわかるものとお届け印



保育料無償化のための申請

利用する施設や事業によって、無償化の対象となるためには事前に申請が必要となる場合があります。事前に申請が必要となる施設や事業を利用する場合は、必ず利用を開始するまでにお手続きをお願いします。

▶無償化の期間 満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間

※幼稚園は、入園できる時期に合わせて、満3歳児から無償化の対象となります。

▶問合せ 福祉グループ社会児童福祉チーム ☎079 (435) 2362

▶町内の幼稚園(預かり保育を含む)に関する問合せ
教育総務グループ ☎079 (435) 0533

対象年齢申請		3～5歳	0～2歳	申請について
対象施設・事業	幼稚園	全員の利用料を無償化		申請不要
	保育所	全員の利用料を無償化		事前に 申請が必要
	認定こども園	全員の利用料を無償化	住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償化	申請不要
	地域型保育事業			
幼稚園、認定こども園の預かり保育		利用日数に応じ、最大月額11,300円までの利用料を無償化(注2)		事前に「保育の必要性の認定」の 申請が必要 ※利用日数に応じて月額上限額は変動します。(450円×利用日数)
認可外保育施設など		月額37,000円までの利用料を無償化	住民税非課税世帯の子どもの月額42,000円までの利用料を無償化	事前に「保育の必要性の認定」の 申請が必要 ※保育所、認定こども園(保育部分)などを利用できていない方が対象になります。 ※対象となる事業は、認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業です。

注1) 国立幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚園部は月額400円まで無償化

注2) 播磨町立幼稚園の預かり保育の利用料は無償化